

# 令和6年第12回定例公安委員会会議録

開催日時 令和6年5月23日（木）午前11時08分～午後2時35分

開催場所 警察本部

## 第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後1時52分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 宮田首席監察官  
細田生活安全部長 前田刑事部長 山本交通部長  
樋口警備部長 濱本警察学校長 坂口情報通信部長  
吉村警務部参事官

（事務局等～岩城公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

4 報告事項

○警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）

○少年サポートセンターの活動状況（生活安全部）

（1）警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）

### 警察本部

令和6年1月に発生した能登半島地震の被災地には、県警察からも多くの職員を派遣し、災害警備等作業に従事しているところあるが、災害応急手当の支給要件が限定的で、支給されない状況が存在した。そのため、その支給要件を見直すとともに、甚大な被害が発生した大規模災害における災害警備等に従事した場合の手当額の引上げを行うものである。

条例改正案では、「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの」と

いう支給要件を削除して、適用範囲を拡大する。また、災害対策本部が設置されるなどの大規模災害における場合の支給額について、国の基準に合わせ、1日につき現行840円のところ、1,080円に引き上げる。

また、災害警備では、被災現場での犯罪の予防や交通規制作業等も含まれるため、犯罪予防・捜査手当等との併給禁止について整理する。

なお、この警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、6月議会で諮られ、議決されれば、本年1月1日に遡って適用され、能登半島地震に対応した職員にも適用される予定である。

#### 委員

厳しい環境の中での勤務について、手当を見直していくことは、人を大事にすることにつながり、警察官の採用面でもプラスに働くと感じる。支給額も、妥当である。

#### 委員

警察の過酷な勤務を考えると、今回の改正に限らず、継続的に見直しを図っていただきたい。こうした改正により、警察職員のモチベーションも上がると思う。

#### 委員

もっともな改正であり、能登半島地震の対応で派遣された職員にも適応されるということで、しかるべき判断であると思う。近年、大規模災害が増えており、治安維持の観点から警察官の派遣は必須である。適切な改正をしていただき、国民・県民のために、しっかり業務を行っていただきたい。

### (2) 少年サポートセンターの活動状況（生活安全部）

#### 警察本部

少年警察補導員は、東部少年サポートセンターに8人、西部少年サポートセンターに4人配置しており、西部少年サポートセンターには少年警察補導員のほか、女性警察官1人を配置している。現在、東部少年サポートセンターでは育児休業等を取得している職員が2人いるため、実際に勤務している職員は6人である。また、西部少年サポートセンターでは育児休業を取得している職員が1人いるため、実際に勤務している職員は4人である。東部少年サポートセンターの職員2人は、中部分室の業務を兼務しており、概ね週に2回通って、対応を行っている。少年警察補導員は、全て女性職員で、育児休業等の取得者もいるため、昨年9月に女性警察官を配置するなどして、業務の平準化・ワークライフバランスへの配慮を整えながら、業務運営を行っている。

少年サポートセンターでは、主に、少年相談活動、継続補導・少年の立ち直り支援活動、被害少年の継続的支援、広報啓発活動に取り組んでいる。少年相談活

動では、面接以外にも電話・メールなどの各種媒体を利用して、広く相談を受けられるようにしている。継続補導・少年の立ち直り支援活動では、再非行のおそれのある少年等に対して、継続的な面接や家庭連絡を通じて指導・助言を行うほか、農業体験やスポーツなどの活動に参加させて居場所づくりをするなど、きめ細かな支援活動を行っている。被害少年の継続的支援では、犯罪被害、虐待、いじめ等の被害少年のうち、支援が必要な少年に対し、保護者等の協力を得て、必要に応じて専門家の助言・指導を受けながら、カウンセリング等を行い、立ち直り支援を行っている。

現在、西部少年サポートセンターが入居している米子市営武道館は、令和9年以降に取り壊される予定となっており、移転先の候補地を選定中である。また、少年サポートセンターで取り扱う少年は、発達障がいなどの特性を有していたり、様々な事情を抱えた家庭で養育されてきたケースが多い。部外研修や全国研修等を通じて、職員の専門的知識や面接技術を向上させ、このような少年に対する支援活動の充実を図っていく。

#### 委員

少年にとって家庭環境は影響が大きいいため、少年だけではなく、保護者への指導をしっかりとお願いしたい。少年サポートセンターの意義は重要であり、様々な分野において、少年サポートセンターの充実を図っていただきたい。闇バイト等の犯罪行為に関する広報、少年の実態等について情報発信していただき、未然に防げる犯罪等があれば、積極的に対応をお願いする。

#### 委員

複雑でデリケートな分野の活動を行っており、大変な仕事だと思うが、少年等が落ち着いた生活ができるよう、しっかりとサポートをお願いしたい。

#### 委員

犯罪の低年齢化が大きな問題となっており、犯罪を抑止する大きな役割を担っている。引き続き、地道な活動をお願いしたい。

## 第2 その他の公安委員会活動

### 1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

### 2 聴聞

3 事前説明

- ・ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

4 報告事項

- ・ 公用車事故の発生状況（令和5年度第4四半期）
- ・ 警護予定

5 決裁

- ・ 行政不服審査法に係る裁決書

6 視察

- ・ 交通管制センター

7 公安委員会委員間の事前検討・協議等

8 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。